

不正競争防止法の主要な事案

※平成30年～令和2年

参考資料

類型	年月	事案概要
周知表示混同意起行為 (第2条第1項第1号)	平30.3	原告のユニットシェルフ(パーツを選んで組み合わせることができる棚)と、類似の形態のユニットシェルフを販売している被告に対して、当該行為は周知表示混同意起行為に当たるとして、被告製品の販売の差止め等が命じられた事案(無印良品一知財高判平30.3.29.)。【民事】
	令元.6	原告の三角形のピースを敷き詰めるように配置することなどからなる形態のバッグ(BAO BAO)と、類似の形態のバッグを販売している被告に対して、当該行為は周知表示混同意起行為に当たるとして、被告製品の販売の差止め等と損害賠償(約7,100万円)が命じられた事案(イッセイミヤケ一東京地判令元.6.18)。【民事】
著名表示冒用行為 (第2条第1項第2号)	平30.10	原告のモノグラムと類似のモノグラムを付したバッグ等を販売している被告に対して、当該行為は著名表示冒用行為に当たるとして、損害賠償(約170万円)が命じられた事案(ルイ・ヴィトン一知財高判平30.10.23)。【民事】
	令2.1	原告の「MARIO KART」「マリオ」等の表示と類似する「MariCar」、「MARICAR」、「maricar」等の標章を営業上使用している被告に対して、当該行為は著名表示冒用行為に当たるとして、使用差止め等と損害賠償(約5,000万円)が命じられた事案(任天堂一知財高判令2.1.29)。【民事】
形態模倣品提供行為 (第2条第1項第3号)	平30.8	原告の商品の形態を模倣した婦人用コートを販売していた被告に対して、当該行為は形態模倣商品の提供行為に当たるとして、損害賠償(約1,000万円)が命じられた事案(ザ・リラクスー一東京地判平30.8.30)。【民事】
	平31.1	原告の商品の形態を模倣したサックス用ストラップを販売していた被告に対して、当該行為は形態模倣商品の提供行為に当たるとして、販売差止め等と損害賠償(約20万円)が命じられた事案(タツミ楽器一知財高判平31.1.24)。【民事】
営業秘密侵害行為 (第2条第1項第4号～第10号、第21条第1項第3号)	平31.4 ※第2条第1項第7号	日本の鉄鋼メーカーの元従業員である被告が、変圧器などに使う「方向性電磁鋼板」の製造技術を韓国の同業者に対して開示した行為が、営業秘密の領得・開示に当たるとして、個人に損害賠償(約10億2,300万円)が命じられた事案(日本製鉄一東京地判平31.4.24)*。 *韓国企業(ポスコ)に対する損害賠償請求訴訟は、平成27年9月末に約331億円の支払いを受けて和解。【民事】
	平31.3	大手ITコンサルの執行役員である被告人が、同業者にヘッドハンティングされて二重雇用にある間に、顧客向けの金融システム提案書、技術者名簿等を転職先から貸与されたデバイスにコピーするなどした行為が、営業秘密の領得・開示に当たるとして、懲役1年(執行猶予3年)、罰金50万円が科された事案(フューチャーアーキテクト事件一東京地判平31.3.26)。【刑事】
	令元.6 ※第21条第1項第3号口	日本の工具メーカーの元従業員が、中国の同業者への転職にあたって、製品の設計データをUSBメモリなどにコピーした行為が、営業秘密の領得に当たるとして、懲役1年2月、罰金30万円が科された事案(富士精工事件一名古屋地判令元.6.6)。【刑事】
令2.3 ※第21条第1項第3号口、同項第4号	大手塗料メーカーの元執行役員である被告人が、塗料の商品設計に関する情報をUSBメモリーに複製して保存し、競合企業に転職後、書面やメールで開示した行為が、営業秘密の領得・開示に当たるとして、懲役2年6月、執行猶予3年、罰金120万円が科された事案(日本ペイント事件一名古屋地判令2.3.27)。【刑事】	

※報道情報等を元に知財室作成

不正競争防止法の主要な事案

※平成30年～令和2年

類型	年月	事案概要
技術的制限手段無効化装置提供行為（第2条第1項第17号・第18号）	平30.1	原告は、アクティベーションの必要なCADソフトウェア(DRA-CAD11)を販売していたところ、アクティベーションを不要としたクラック版をオークションサイトで販売した被告に対して、不正競争(旧第11号。現第18号)に当たるとして、損害賠償(約970万円)が命じられた事案(建築ピボット―東京地判平30.1.30)*。 *著作権(翻案権、公衆送信権、同一保持権)、商標権侵害が同時に認められている。 【民事】
誤認惹起行為（第2条第1項第20号、第21条第2項第1号）	平31.3	鉄鋼メーカーである被告人が金属製品の検査データを改ざんし、品質に関する基準を満たしていないにもかかわらず、これを満たしたかのように偽り、顧客に交付した行為が、商品の品質について誤認させるような虚偽の表示に当たるとして、罰金1億円が科された事案(神戸製鋼事件―立川簡判平31.3.14)。 【刑事】
	令2.1	被告人ら(食品販売会社とその経営者)がメキシコ産クロマグロを長崎産と偽って販売した行為が、商品の原産地について誤認させるような虚偽の表示に当たるとして、経営者に懲役1年(執行猶予3年)、食品販売会社に罰金150万円が科された事案(横手水産物地方卸売市場等事件―秋田地判令2.1.17)。 【刑事】
信用毀損行為（第2条第1項第21号）	令元.10	発明の名称を「回転歯ブラシの製造方法及び製造装置」とする発明(特許3981290号)に係る特許権を有する被告及び被告特許権の専用実施権者である被告会社が、原告の取引先に、原告各製品が被告特許権を侵害する疑いが極めて濃厚である旨の書面を送付したことについて、当該行為が信用毀損行為に当たるとして、差止め等と損害賠償を求めたところ、差止めと損害賠償(約385万円)が命じられた事案(大阪地判令元.10.28。併合された特許権侵害に係る債務不存在確認も認められている。)。 【民事】
外国公務員贈賄（第18条）	平31.3 令元.9	タイ王国で火力発電所の建設工事を請け負っていた日本企業の元執行役員等の3名が、タイ王国の公務員に対し、許可条件違反を黙認し、仮橋への接岸及び貨物の陸揚げを禁じないなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの意図の下に、現金1,100万タイバーツ(約3,993万円相当)を供与したとして、2人に懲役1年6月(執行猶予3年)、1人に懲役1年4月(執行猶予3年)が科された事案(東京地判平31.3.1、東京地判令元.9.13)。 【刑事】
	令2.1	電子機器製品の販売等を業とする現地法人(タイセイの現地法人)社長(当時)が、通関の違反をめぐる追徴金を減額させるなど有利な取り計らいを受けるため、ベトナムのハイフォン市税関局の幹部職員2人に15億ドン(約735万円)を供与したとして、被告人に100万円の罰金が科された事案(名古屋簡略式命令令2.1.21)。 【刑事】